

総合特別区域基本方針の一部変更について【令和4年4月1日 閣議決定】

特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて講ずることとされた規制改革のうち、令和3年度に実施することとされた措置について、基本方針の別表に追加する。

総合特区における規制の特例措置として基本方針の別表に追加され、その後全国展開された措置について、別表について所要の変更を行う。

併せて、国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長に伴い、適用期限について所要の変更を行う。

1. 特区からの提案を踏まえ、講ずることとされた規制改革措置の追加

- ・特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の拡大 **〔告示〕**
(京都市地域活性化総合特区(京都市)からの提案【令和2年春協議】)

総合特区における規制の特例措置創設前は、入管法の在留資格「特定活動」において認められていなかった、外国人が日本国内の日本料理店で働きながら日本の伝統料理(京料理)の知識・技能を修得するための活動(特定調理活動)を可能とする総合特区法による入管法の特例措置について、特区からの提案を踏まえ、特定調理活動を行う外国人料理人の一事業所当たりの受入れ人数の上限を3人から6人に拡大するもの。

平成25年内閣府・法務省告示第2号の一部改正(令和4年3月31日施行)により措置

2. 総合特区における規制の特例措置として別表に追加され、その後全国展開された措置

- ・ 歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業
 - ・ 歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業
- 〔法律・通知〕

要介護あるいは要支援の状態にある高齢者の居宅において、当該高齢者の訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が当該高齢者の口腔内・有床義歯の清掃等を行う居宅療養管理指導等について、従来、歯科衛生士は常に同じ事業所（歯科医療機関）内で歯科医師から指示を受けることを求めていたが、総合特区法による規制の特例措置（歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業等）により、歯科医師のいる事業所から離れた場所において歯科衛生士等が歯科医師の指示を受け居宅療養管理指導を行うことを可能とした措置について、その後、全国において実施可能となったもの。

歯科衛生士法の一部改正により措置（平成27年4月1日施行）及び
平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知等の一部改正（平成30年3月22日発出）により措置

3. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長

- 令和4年度税制改正大綱を踏まえ、国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、令和4年3月31日までの適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

（参考）スケジュール

令和4年2月下旬	各省協議
令和4年3月22日	総合特別区域推進本部開催（持ち回り開催）（本部長：内閣総理大臣）
令和4年4月1日	閣議決定